

明治四十五年七月二十六日

内閣書記官

内閣總理大臣 望

内閣書記官長

公

外務大臣

原

大藏大臣

成

海軍大臣

海

文部大臣

志

逓信大臣

董

内務大臣

水

陸軍大臣

庫

司法大臣

正

農商務大臣

長

今日、場合ニ處スル爲左ノ通閣議決定相成
可然

左ノ諸件ニシテ緊急止ムヲ得サルモノハ内閣

總理大臣、認可、經テ主務大臣限、決行
御平癒ノ上上奏スルコト

一、國防上ニ關スル事項

一、外國出張

一、豫備金支出（閣議ヲ要スル從前ノ通）

左ノ諸件、付テハ御平癒ノ上上奏シ

日付ヲ遡リ施行スルコト

一、特旨叙位叙勲

一、武官名譽進級

以上ノ外臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ
其ノ都度閣議ニ付スルコト